

にまで浸透した昨今、廃棄物処理に携わるすべての関係者は、目まぐるしく変わるべき法制度を理解して、真摯に日々の業務を進める時代がやって来た。

廃棄物処理法は、廃棄物とされた物に対する規制法であり、業許可と施設許可の二つの許可を基本に成り立っているが、この許可に関連して法的問題が発生した場合、行政処分が行われる。この処分を行う際の自安が、二〇〇一年五月「行政処分の指針について（通

行政は説明する処理基準について〔環境産業法第〇五〇八一二〇〇二号（〇五年八月十二日）〕によると許可取消しに該当する。ここで、もう一度、両ケースをよく読み比べてみた時、M・B工業の方が過失（他人の土地に投棄、生活環境の保全上の支障の大きさ）の程度は大きく、両ケースの判断は逆のようと思えて来る。な

すものに過ぎないが、その運用現場では何が行われているのであるか。

まず、次の二つの具体的な行政処分事例を紹介しよう（表参照）。

この事例は、両自治体が外部公表した内容をそのままの形で記載したが、処分理由を見た限り大差なく、両ケースとも法第一六条にある「投棄禁止」（何人も、みだり

行政は説明責任遂行を

【許可主体】 AA県 【処分日】 2007年12月〇〇日
【被処分者】 住所 AA県XX市……
 名称 有限会社 FA工業
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し
【処分理由】

被処分対象業者は、2006年7月頃、自社事務所北側敷地において、家屋の解体工事から発生した廃棄物である廃瓦約18tをみだりに投棄した。この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

【許可主体】 BB県 【処分日】 2007年10月〇〇日
【被処分者】 住所 BB県YY市……
 名称 有限会社MB工業
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部停止90日間
【処分理由】

【追加注】
被処分対象業者は、2006年9月〇〇日から同月〇〇日までの間に、自ら行った解体工事から生じた産業廃棄物及び同解体工事で解体した工作物の内外に保管されていた廃棄物、廃プラスチック類約3.0m³、木くず約2.5m³及び、がれき類約9.18tをBB県YY市内の土地においてみだりに投棄した。

循環型社会 づくりへの警鐘

行政処分緑書
07 / 08

1

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川仁

廃棄物処理におけるリスクマネジメントをどう考へるか？

リサイクル
細な分別
し単品にする」施設として、リサイクルプラントを設置。ここで詳細な分別が行われている。リサイクルプラントには破碎

組み、力ナダ領事館など
の協力を得て名古屋周辺
地域の自治体が持つ施設
等を中心に日本の廃棄物
技術の視察を実施した。

から、より高度な廃棄物処理技術の導入を検討しており、リサイクルの最先端技術を観察するのが今回の目的。

ホテルで日本の行政、企業関係者などを招いてセブションも開催。意見・情報交換が行われた。視察団長を務めたラ

年度比ではエアコンが約三・四%増、ブラウン管テレビが約一一・八%増、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約〇・三%増、電

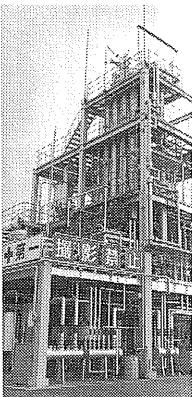
亞臨界

循環型社会づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

②

排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性（1）
日本廃棄物管理機構取締役・監査員
木川 仁



亞臨界水を活用した廃棄物処理装置

アサヒビルが広島県庄原市・三次市に所有する社有林「アサヒの森」二六五ヘクタールの森林が吸収するCO₂量

頃からスギやヒノキの植林を試験的に開始し、六年頃から毎年計画的に植林を行い、環境保全を重視した森林管理・整備

を図るために、FSC森林認証を国内で三番目に取得したが、その際にアミタがFSC認証の米国認証機関SCS社の提携先

アミタは環境ソリューション事業として、海外で行なっている詳細事情を知らない。日々の自社現場で行われるなど、行動で示す意識を示すことも必要ではないが、排出者が多いが、経営者がこの傾向が強いようだ。

近年、コンプライアンスを表明している処理業者が多い。処理業者の経営者としてのリスクマネジメントは、ますますの信頼関係の醸成につながるはずです。

した状態にある業者ほど

関する様々な事業の経験

を評価され、調査を委託された。

アミタは環境ソリューション事業として、海外でIPCC（気候変動

行政処分の内容を精査した時、排出者・処理業者・行政のすべての関係者が真摯に考えるべき課題が見えて来る。この課題を各々の関係者自身がよく吟味してから行動すれば行政処分件数は減少するはずだが、残念ながら減少する傾向は見られない。この原因として考えられるることは、行政広報活動が不十分などと行政処分内容に関する排出者及び処理業者における分析が不十分などなどが挙げられる。

行政処分を受けることの認識は変化しているようだが、現場の状況は、処理業者との関係を含めてどうなのであるか。今回は、排出者と処理業者との視点から意識改革の必要性を考えてみた。

反の行政処分として扱われているが、その期間が三年間と長いため確信犯と思われる。ただ、この年の、その件数は極めて少ない。この一〇年間を顧みると、たび重なる廃棄物処理関連法の改正や各種リサイクル法の制定が行われた。確かに排出

事例の発端を推測した時、また、日常の処理現場を考えた場合、この事例は収集運搬業者が犯しやすい内容であることが分かる。

事例2では、排出者の承諾なく再委託が行われている。このようなケー

して、必要により許可を持っている他の処理業者を紹介するくらいの度量が必要ではないか。このような態度が、排出者と当者の言いなりになってしまふ。こうしたことが頻繁に起きることで慣れ合いの処理になり、法令違反を犯すようになってしまふ。

排出者は、廃棄物処理技術がないものでも仕事を受けたいと思うことがあると聞く。特に、営業と処理現場の意識が乖離があるはずです。

事例2では、排出者の承諾なく再委託が行われている。このようなケー

して、必要により許可を

受けたいと思うことが

あると聞く。特に、営業

と処理現場の意識が乖離

があるはずです。

事例でも排出者責任は問

うためにも自らの廃棄

物の行方について調査す

るなど、行動で示す意識

改革を行うことも重要と

は、処理責任の履行を果

たすためにも自らの廃棄

物の行方について調査す

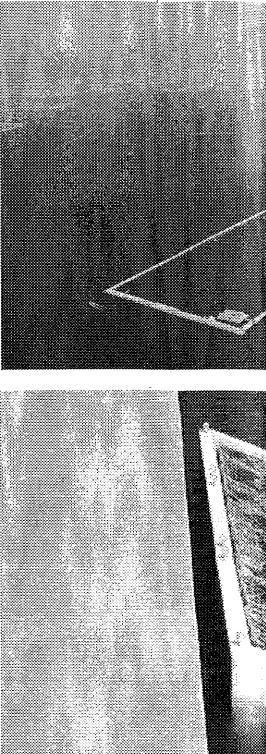
るなど、行動で示す意識

改革を行うことも重要と

は、処理責任の履行を果

環境

神戸沖埋め立て処分場(上)。泉州津沖の護岸に設置した工コブロック(下)



づくりへの警鐘 循環型社会

「行政処分録書07/08より」

③

排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性(2)

木川仁

自治体からショッキンな行政処分が出された。事例1の内容を読んだ時、それぞれの関係者はリスクマネジメントをどう考え行つたら良いのだろうか。なお、この処理業者は他自治体でも事業展開していたため、本件が原因で自動的に他自治体の許可も取り消された。

廃棄物処

である。

この事例は、

廃棄物処

である。

この事例から

処理業者

が発覚したよう

がなくなりて行くのでは

に思われる。

この事例から

処理業者

が発覚したよう

がなくなりて行くのでは

この事例から

処理業者

が発覚したよう

がなくなりて行くのでは

に思われる。

この事例から

処理業者

づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より④

最新の行政処分の動向から見えてること（一）

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

るが、ここでは最初の自治体で受けた取り消し処分の事由についてのみ力をウントした。取り消し処分について、欠格要件と他の廃棄物処理法違反に大きく分類すると、前者は全体の55%に相当する。

この処理責任を負つて委託された廃棄物を処理しなければならないのが処理業者である。

一方、管轄行政は処理不法焼却、委託基準に関する違反行為が分かれ、許可更新や期脱却が必要である。

前回まで、07・08年に引き続き行政処分の具体的な事例を分析すること、「廃棄物処理における意識改革の必要性」を考慮したが、そもそも行政処分は年間どの程度行われ、その原因や理由はどうなものであらうか。また、行政処分動向を分析すると何が見えて来るであろうか。

今回は、行政処分を俯瞰した姿を捉えながら考えてみたい。

現在入手できる行政処分に関する公的な最新統計は、本年3月7日、環境省が発表した「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況」にあることができる。本資料から「取り消し処分件数」を図1に示したが、2001年度から取り消し処分

件数が急激に增加了こと、これが分かる。この理由は、01年5月、環境省が自治体に示した「行政処理の指針（通知）」（現在は、05年8月指針を運用）に起因する理解されていながら、この前提と

棄物行政の担当者へのヒアリングを実施している

が、廃棄物処理業界でも同様に行政や司法機関へ

の内部告発が増えている

ようである。

この10年間、日本の社会は、法令順守を重みな

で調査した。ここで、調

べての関係者が

は、20世紀型リスクマネジメントの意識からの早

起した環境省通知が厳格に運用されていることが

分かる。この結果は、01

年度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上

約90%が許可取り消し

度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上

約90%が許可取り消し

度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上

約90%が許可取り消し

度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上

約90%が許可取り消し

度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上

衆目の監視下「意識を

対象となった行政処分

は、期間の途中で公開に

て来た。廃棄物処理事業

に携わる経営者は、一般

社会だけでなく、身内を含

めた衆目の監視下に置か

れていたことを日々意識

して経営の実践が望まれ

よう。

図2は、取り消し処分

に係る事由について分

類した結果を示す。処理

業者は、他自治体からの

通知により自動的に取り

消し処分になる場合があ

る。

文書類の不備

という初步

に關する事由について分

類した結果を示す。処理

業者は、他自治体からの

通知により自動的に取り

消し処分になる場合があ

る。

処理業者をはじめと

して、処理委託する排出

分に至るケースが依然と

して存在していることも

判明した。ここに分類さ

れた違反内容は、廃棄物

（きがわ・ひとし）

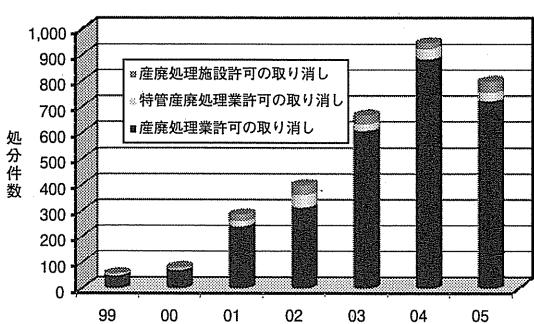


図1 取り消し処分件数の経年推移
【環境省発表資料（2008年3月7日）から作成】

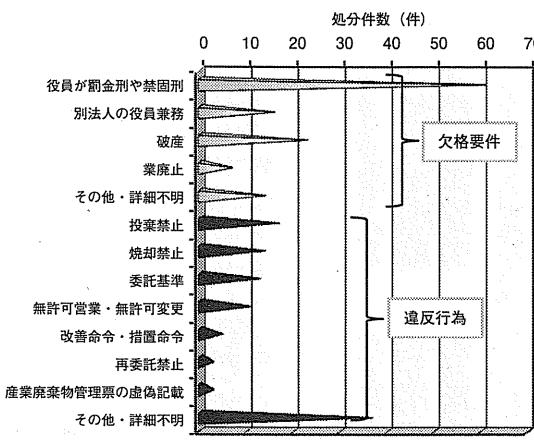


図2 取り消し処分の事由とその件数（2007年度）
【日本廃棄物管理機構資料から作成】

前回は、環境省が公表した行政処分件数や07・08年にウェブ上で公開された処分内容を分析しながら、その動向を捉えた。今回、ウェブ上に公開された最新の行政処分件数について、もう少し分析を行ってみよう。

図1は、2007年度(07年4月～08年3月)にウェブ上で公開された不利益処分(許可取り消しと事業停止等)件数が多い順(上位10自治体)について整理した結果を示す。山口県、福岡県と北海道を除く首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占める。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のように同規模の自治体で不利益処分に対する厳格さが際立つ。

「不利益処分割合に各自治体でばらつきがあるのはなぜか?」と考えた

自治体間で処分ばらつく

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どのよくな傾向が見られるのでしょうか。図2は、自治体ごとに不利益処分割合(行政処分件数/許可件数)をソートした結果を示す。なお、許可件数は、環境省が発表した産業廃棄物処理業者情報(08年9月16日)から得た。

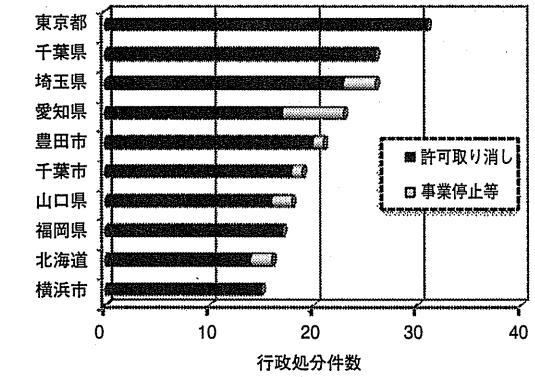


図1 自治体別に見た行政処分件数(2007年度)
【日本廃棄物管理機構資料から作成】

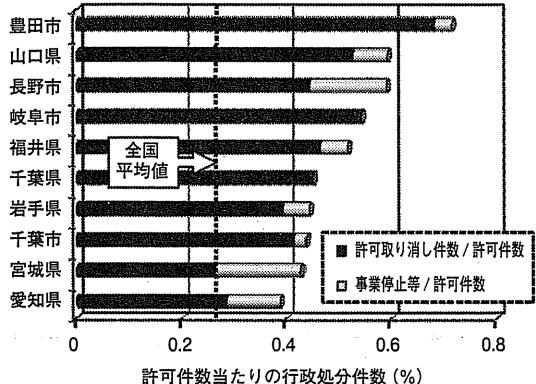


図2 不利益処分割合の大きな自治体(2007年度)
【日本廃棄物管理機構資料から作成】

図1は自治体に登録している処理業者数を考慮せずに、行政処分件数のみを比較した結果であるが、比較した結果であるが、

時、以下の考え方が想定される。
(1)該当自治体の排出者や処理業者にある廃棄物や処理に携わる考え方や風土の違い
(2)該当自治体の行政処分基準を厳格化した条例や計

算に対する姿勢
の割合(千3つ)であることができる。図2に示した上位の自治体では、何らかの行政処分基準を厳格化した条例や計画を持つて来ることを意味している。

つまり、この数字は、多くの処理業者が見られるように一人の経営者が事業を営む期間に10%程度と大きな確率で不利な結果を以下に示す。

(1)「行政処分の指針」が通知された以降、行政処分の90%程度が業許取り消しだあることを考

慮する。(きがわ・ひとし)

前回述べた内容と合わせ最近の行政処分動向が見えて来ることを統括した結果を以下に示す。

木川 仁
日本廃棄物管理機構取締役・監査員

最新の行政処分の動向から見えて来ること(2)

呼ばれるが、JCMは2000年に他の建設系団体に先駆けて導入し、特

D(電子線回析)の3点セットで判定、アスベストト廃棄物の無害化処理を

対策環境展08」が10月盛況裏に閉幕した。セットでアピールするといふもいつか見られた。

貴体制で対応できる」というも実施された。全アスベスト適正処理協

して講演、厚生労働省開発・販売を開始した。上段に破碎機、下段に粉碎機を組み合わせもの

れで講演、厚生労働省開発・販売を開始した。上段に破碎機、下段に粉碎機を組み合わせるもの

益処分を受けける可能性があらう」と理解しなければならない。特に、図2に示したような自治体で事業を営む企業許可を有している処理業者やその処理業者に処理委託する排出者は、その確率が増大するこをよく考える必要があるのでないだらうか。

前回述べた内容と合わせ最近の行政処分動向が見えて来ることを統括した結果を以下に示す。

(1)「行政処分の指針」が通知された以降、行政処分の90%程度が業許取り消しだあることを考慮する。

対応策を準備しておこう

これが重要な責務になると考へる。

(きがわ・ひとし)

排出者責任とは、具体的に何を示すのであるか。排出された廃棄物が、適正に処理されることが、によって責務が果たされることは言うまでもないが、その法的な要求を正確に理解していない排出者が存在することに驚かされる。

ある製造メーカーの廃棄物担当者に「収集運搬・中間処理・最終処分」における排出者責任を尋ねたことがあるが、その担当者は、中間処理後の廃棄物の処理責任は排出者自身ではなく、言葉から漏れ落ちている。

別表の行政処分(処分内容抜粋)を見て欲しい。

H H 県にある H A 社は、大手企業を親会社に持つ、この事業分野では有名な製造メーカーである。2008年9月〇〇日、一連の廃棄物処理工程に関する「排出者・収集運搬業者・最終処分業者」のすべての関連事業

排出者とは無関係と言つてはばかりなかつた。

行政処分の指針」は、

排出者の注意義務に関し

排出者の責務とは、具体的に何を示すのであるか。排出された廃棄物が、適正に処理されることが、によって責務が果たされることは言うまでもないが、その法的な要求を正確に理解していない排出者が存在することに驚かされる。

排出者責任、深耕すべき

「行政処分縁書07/08」より 6

づくりへの警鐘

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

マニアリストと実際の処理との整合性(排出者の責務)について考える

て具体的な事例を示して排出者書類の履行について言及しているが、ま

ず、廃棄物処理法に書かれた排出者責任をよく理解していないと思われ落ちている。

この処分を見た時、ま

た、B社のマニアリスト書き

底した確認調査を実施、排出者から最終処分業者までの全ルートを調べ上げた後、「行政処分の指針」に従って厳格に処分を重視して、本来、本件と全く関係ない H A 社

が、マニアリスト上でも処理委託契約書は無論だ

た者が自身の責任で処理することが原則である。排出者が、処理業者に処理委託することが通常の

習慣になっているが、あくまでも自身の責任で処理する原則が存在する。排出者は、廃棄物の発生から最終処分まで存

在し、すべての処理が、マニアリスト上でも整合しなければならないことを忘れてはならない。

排出者の一担当者の廃

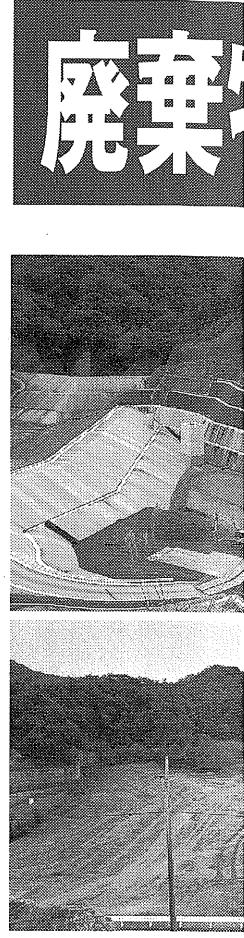
棄が、マニアリスト上でも処理委託契約書は無論だ

た者が自身の責任で処理することが原則である。排出者が、処理業者に処理委託することが通常の

習慣になっているが、あくまでも自身の責任で処理する原則が存在する。排出者は、廃棄物の発生から最終処分まで存

在し、すべての処理が、マニアリスト上でも整合しなければならないことを忘れてはならない。

排出者の一担当者の廃



搬入が再開され
場(上)。第25
が進められてい
下りていない

日本地質汚染審査機
構(楢井久理事長)
に調査を依頼。徹底
的な地質解明プロジ
エクトが実施された
のち、透水層を特

むとともに上部に徐々に
張っていく計画で3月頃
の再開を目指したが、こ
れを申請。岩盤に張る遮
水シートは当面埋め立て
る部分に張り、搬入が進
むことに上部に徐々に

かけていく考えだ

タケエイなど3社を
環境省は、企業が環境
相に対し自らの環境保全
エコ・ファースト

に行動をさげに促
進していくため、企業が
環境相に對し京都議定書
の目標達成に向けた地球
環境保全に関する取り組

【許可主体】H H 県 【処分日】2008年9月〇〇日
【被処分者】H A 株式会社 [排出者] (産廃処分業)
株式会社 H B [収集運搬業者]
(産廃収運業、産廃処分業)
HC、HD 株式会社 [最終処分業者]
(産廃収運業、産廃処分業)

【処分内容】4社の事業について全事業停止30日間

【処分理由】H A は、製品製造プラントで使用した活性炭を処分する際、本来は「汚泥」又は「燃えがら」と記載されるべきものを廃プラスチック類と記載しただけでなく、産業廃棄物管理票の写しを保存しなかった。

H B は、H A から廃活性炭の処理を受託したが、産業廃棄物管理票の廃棄物の種類の欄を「がれき類」にチェックし直し、H A に送付した。さらに、H B は処理を受託した上記「汚泥」の処理を終了していないにもかかわらず、処分したとして産業廃棄物管理票を送付した。

廃活性炭の産業廃棄物管理票の最終処分先に、廃活性炭が埋立処分できない安定型最終処分場である「H C、H D」が記載されていたことから、これらの安定型最終処分場を調査したところ、排出者は特定できないが、廃活性炭とみられる物質が埋立処分されていたことを確認した。

廃活性炭の産業廃棄物管理票の最終処分先に、廃活性炭が埋立処分できない安定型最終処分場である「H C、H D」が記載されていたことから、これらの安定型最終処分場を調査したところ、排出者は特定できないが、廃活性炭とみられる物質が埋立

いた者が自身の責任で処理することが原則である。排出者が、処理業者に処理委託することが通常の

習慣になっているが、あくまでも自身の責任で処理する原則が存在する。排出者は、廃棄物の発生から最終処分まで存

在し、すべての処理が、マニアリスト上でも整合しなければならないことを忘れてはならない。

排出者の一担当者の廃

棄が、マニアリスト上でも処理委託契約書は無論だ

